



令和5年住宅・土地統計調査にご協力ください!

情報課 広報広聴係 ☎75-2280



10月1日現在で全国一斉に住宅・土地統計調査が実施されます。

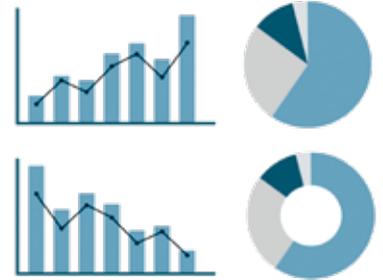
この調査は日本の住宅などとそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにすることを目的としており、国が行う調査の中でも特に重要なものとされる「基幹統計調査」です。

- 調査期間 9月上旬～10月上旬
- 調査対象 市内168調査区のうち75調査区で実施されます。対象地区の住戸から、1調査区あたり17住戸を選定し、調査にご協力いただきます。
- 調査の流れ
 - 9月上旬：調査員が調査対象区の全住戸に調査の実施をお知らせするチラシを投函
 - 9月下旬：調査員が調査対象となった住戸を訪問し、居住する世帯に調査票等を配布
- 調査への回答 インターネット、調査票を郵送または調査員に提出する方法があります。本調査では24時間いつでもどこで

も回答可能なインターネットでの回答をおすすめしています。

- 調査内容 世帯に関する事項（世帯主の氏名、構成など）、世帯主に関する事項（通勤時間など）、住宅に関する事項（構造、床面積など）など

回答内容は統計法により厳重に保護されます。調査対象になった世帯の人は調査の趣旨をご理解いただき、回答へのご協力をお願いします。



お知らせ

9月	検針
10月	検針
11月	-
12月	検針



※検針は1日～7日に行います

10月から水道メーターの検針月を奇数月から偶数月に変更します。検針月の変更に伴い、9月と10月は連続で検針を行います。
ご理解とご協力をお願いします。

佐賀西部広域水道企業団 ☎68-22225

水道メーター検針月が変わります

《参考》
1月当たりの水道基本料金（消費税込）
(1) 使用水量5.0m³以下：1,471円
(2) 10.0m³以下：2,002円



手続き 不要です

物価高騰の影響を受ける市民および市内事業者の経済的負担の軽減を図るため、市内の水道利用者（官公署を除く）を対象に、令和5年9月および10月請求分の水道基本料金を免除します。

■免除後の水道料金請求額
(1) 使用水量10.0m³以下：無料
(2) 11.0m³以上：本来の水道料金から2,002円（基本料金）を差し引いた額
※下水道使用料は通常どおり請求します

水道基本料金（9月、10月請求分）を免除します

市民生活課 生活環境係 ☎75-6117

